

第11回北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議
次 第

日時：平成24年12月21日(金)
午後1時半～2時
場所：大北福社会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1)建設予定地の選定について

(2)その他について

4 閉 会

出席者名簿

	氏 名	役職等
選定会議	◎ うし こし とおる 牛 越 徹	広域連合長、大町市長
	おお た ひろ き 太 田 紘 熙	副広域連合長、白馬村長
	まつ もと ひさ し 松 本 久 志	副広域連合長、小谷村長

◎印は議長(一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議設置要綱第4条による)

	氏 名	役職等
行政関係	かつの みのる 勝野 稔	大町市民生部参事兼生活環境課長
	まるやま ゆうたろう 丸山 勇太郎	白馬村環境課長
	よこさわ いさお 横澤 勲	小谷村住民福祉課長
	みやさか よしひろ 宮坂 佳宏	北アルプス広域連合所長

平成24年12月21日

北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設
建設予定地選定会議審議結果 (案)

◎ はじめに

平成9年、厚生省（現、環境省）では、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、隣接市町村が連携して、一定規模以上の全連続炉への集約化（広域化）を進めるとした都道府県での「ごみ処理の広域化計画」の策定が求められた。これにより焼却施設の整備では、100トン/日以上処理能力であることが施設整備の補助要件（注1）とされた。これを受けて、北アルプス広域連合では、平成10年、大町市、白馬村及び小谷村の3市村による「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定し、15年には、「ごみ処理広域化基本構想」を策定、将来の排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分方法等の方向性を定め、16年には、3市村による「ごみ処理広域化基本計画」により、ごみ処理の広域化を推進するとした。19年「ごみ処理施設基本計画」を策定し、ごみ処理施設の建設候補地として白馬村飯森地区を選定し、ごみ処理広域化に向けた準備を進めたが、最終的に地元住民から理解が得ることができなかった。

次いで、新たな手法による検討として、学識経験者や公募住民による「ごみ処理施設検討委員会」により「ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行うとともに、できる限りの透明性と公平性を確保した上で建設候補地の選定を行い、大町市三日町地区を選定したが、施設計画の内容などを地元地区に説明する機会を十分得ることが出来ないうまま、施設受け入れ反対の表明を受け、再度、建設候補地を断念し、改めて選定を行うこととした。

新たな建設候補地の選定では、住民生活や産業基盤として一般廃棄物処理施設は必要かつ欠くことのできない施設であること、また、最新の技術による施設は安全性が十分確保されていること、などについて住民理解を得るため、専門家による講演会や先進施設の見学会を実施しながら、地区住民が総意として、施設建設を受け入れることを要件とした候補地の推薦を求め、平成24年10月、真摯な協議を経て6か所の地区について地域振興策を含め、市村から推薦を得ることができた。

（注1） 平成17年、国の循環型社会形成推進交付金制度の創設により、補助対象としては100t/日以上処理能力とするものから、人口5万人以上又は対象面積400km²以上の地域を対象とするものに緩和が図られた。

1 建設候補地の条件

施設建設では、地元地区にご理解をいただくという要素をより重視し、施設周辺地区の具体的な振興策を明確にして進めることを基本とし、大町市、白馬村及び小谷村内で次の5つの条件に適合している地区の候補地を関係3市村が広域連合に推薦することとした。

- ア 概ね1ヘクタール程度の敷地が確保できること。
- イ 平地又は造成により平地が確保可能なこと。
- ウ 法的規制がないか、又は規制解除が容易であること。
- エ 候補地のある自治会、区等において、推薦することが了承されていること。
- オ 施設建設について地権者の同意が見込めること。

2 3市村から推薦のあった候補地

- (1) 小谷村 川上地区
- (2) 白馬村 八方地区
- (3) 大町市 中綱地区
- (4) 大町市 新行地区
- (5) 大町市 源汲地区
- (6) 大町市 館之内地区

各市村ではいくつかの地区が極めて前向きに立候補に向けた検討を重ねた結果、最終的に6地区の地区住民が合意形成に時間をかけて協議を進め、それぞれの地区が課題の解決と地区の振興を求める中での建設候補地としての立候補であった。

地区の思いを重く受け止めるとともにそれぞれの地区に感謝申し上げたい。

3 一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議

(1) 会議の委員

予定地の選定は、地域振興策の内容も含めて検討すること、また、限られた時間で協議を進める必要があることから、関係正副連合長（大町市長、白馬村長、小谷村長）を委員として、行うこととした。

(2) 会議の進め方

一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議運営要領を定め、関係地区住民への十分配慮しながら、原則として、公開で開催するとともに、建設候補地の関係住民に対し特段の配慮が必要な場合などで非公開とする場合であっても、会議後に記者会見を行うなど、透明性の確保に努めることとした。

ア 予定地選定の視点

経済性、インフラ整備、防災、自然環境、文化財保護、施設整備、地域振興策の7つの視点での検討を行った。

イ 学識経験者の助言

防災、自然環境、施設整備全般について、それぞれの分野の学識経験者からの

助言を受け、検討を進めた。

防災（地形地質、水害等）		信州大学教育学部准教授	廣内大助氏
自然環境（絶滅危惧種・希少動植物）	植物	信州大学名誉教授	土田勝義氏
	動物	公害技術センター主任研究員	杉本 淳氏
施設整備全般		日本環境衛生センター技術審議役	速水草一氏

ウ 概算費用の試算

比較検討を行うため、一定の前提条件により概算費用の積算見積りを行った。

エ 候補地から出された振興策等の地域要望について

その実現の可能性、事業主体、概算費用、事業効果の検討を行った。

（3）会議の開催経過

日程		協議内容	公開・非公開
第1回	10月22日	現地視察、地元住民からの意見聴取	公開・一部非公開
第2回	10月26日	現地視察、地元住民からの意見聴取	公開・一部非公開
第3回	11月14日	絞り込みに必要な情報の説明・整理、学識経験者からの助言	公開
第4回	11月15日	絞り込みに必要な情報の説明・整理、学識経験者からの助言	公開
第5回	11月27日	絞り込みに必要な情報の説明・整理、学識経験者からの助言	公開・一部非公開
第6回	11月28日	振興策の事業主体について	非公開
第7回	12月10日	絞り込みに必要な情報について 地域振興策について	公開・一部非公開
第8回	12月12日	建設予定地の選定協議	非公開
第9回	12月15日	建設予定地の選定協議	非公開
第10回	12月19日	建設予定地の選定協議	非公開
第11回	12月21日	建設予定地の選定協議	公開

4 選定会議での検討

(1) 学識経験者の主な意見

ア 防災 (廣内氏)

項目		川上地区	八方地区	中綱地区	新行地区	源汲地区	館ノ内地区
地形 地質	活断層	変位の影 響は受け ない	近接する ため注意 が必要	近接する ため注意 が必要	変位の影 響は受け ない	変位の影 響は受け ない	候補地内 を活断層が 通る可能性 あり (注2)
	強震動 (注1)	強い揺れ の可能性 あり (震度6以 上)	極めて強 い揺れの 可能性あ り (震度6強 から7程 度)	極めて強 い揺れの 可能性あ り (震度6強 から7程 度)	強い揺れ の可能性 あり (震度6以 上)	強い揺れ の可能性 あり (震度6以 上)	極めて強い 揺れの可 能性あり (震度6強 から7程 度)
	斜面災害 (※1)	土砂災害 警戒区域 にあたる	影響は少 ない	影響を受 ける可能 性あり	影響は少 ない	影響は少 ない	影響は少 ない
水害等	水害の 可能性 (※2)	低い	低い	低い	低い	洪水時に 可能性あ り (湛水深2 ～5m)	洪水時に 可能性あ り (湛水深 0.5m未満)
	災害履歴等 (※3)	なし	なし	なし	なし	なし	なし

(学識経験者から確認したもの)

注1 括弧内の震度は、糸魚川静岡構造線の活動時に想定されるマグニチュード8クラスの地震が起きた場合に被る可能性のある震度を表す。

注2 活断層の詳細な位置は不明。施設を立地する場合には、確認のために非常に大規模な調査を行い、活断層の位置を確定する必要がある。

(広域連合で確認したもの)

※1 土砂災害特別警戒区域については、法的規制に係る項目として推薦条件の中で各市村及び広域連合において確認している。

※2 ハザードマップでは湛水深2～5mのエリアに含まれているが、候補地は堤防と堤内地の比高差から約2.7mと想定される。

※3 災害履歴等は、市村への照会結果

イ 自然環境（動物 杉本氏、希少植物 土田氏）

項 目		川上地区	八方地区	中綱地区	新行地区	源汲地区	館ノ内地区
絶滅危惧種・希少動植物	候補地内の猛禽類の古巣の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	猛禽類の利用状況 (注1)	候補地内 (注2)	餌場、休息場所	餌場、休息場所	餌場	餌場、休息場所	餌場
	周辺部 500m 範囲内	営巣可能な環境	営巣可能な環境	営巣可能な環境	営巣可能な環境・利用頻度が高い生活環境	営巣可能な環境	餌場環境のみ
	動物(猛禽類以外)への配慮			・農具川の 改変に配慮 ・山城間の 回廊に配慮	・水辺、湿地環境があり、希少生物の生息に注意	川沿いの回廊に配慮	
希少植物 (注1)	生育しないと思われる	湿性植物に配慮が必要	生育しないと思われる	湿性植物に配慮が必要	生育しないと思われる	生育しない	

注1 学識経験者が現地調査による推定結果

注2 餌場>休息所 の順に保全を行うことが望ましい

ウ 埋蔵文化財 6 候補地ともに該当なし

エ 施設整備（速水氏）

(ア) 一般廃棄物処理施設については、大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標に、一般施設の1.25倍の耐震強度で設計、施工されている。

(イ) 狭隘地形に鑑み排ガス拡散に係る検討（風洞実験など）が必要である。
・川上地区 ・中綱地区

(2) 概算費用の試算

候補地の比較検討のため、用地面積1万㎡+造成法面を取得した場合など、一定の条件で、概算費用を試算

ア 初期経費（上水道敷設費、アクセス道路等、用地費、土地造成費）

川上地区	八方地区	中綱地区	新行地区	源汲地区	館之内地区
5.6億円	2.3億円	11.0億円	2.7億円	2.7億円	2.7億円

川上地区は、アクセスのため、姫川右岸への橋梁の整備が必要

中綱地区は、アクセスのため、JR大糸線、農具川と進入道路の立体化が必要

※ 高圧電力の引き込みでは、6候補地とも特別の経費負担は要しない。
(中部電力への照会結果)

イ 運営経費比較（用地賃借料、収集運搬費の20年間の費用）

川上地区	八方地区	中綱地区	新行地区	源汲地区	館之内地区
33.7億円	31.4億円	28.1億円	28.1億円	29.0億円	28.0億円

(3) 地域振興策について

ア 事業主体について

地域振興策及び地区の課題について各候補地ともいくつかの要望があったが、次の3つの区分の事業については、基本的に広域連合を事業主体とする。

(ア) 一般廃棄物処理施設に直接関わるもの及び施設建設と密接不可分のもの

(イ) 地元からの要望により、余熱を利用する施設と併設するもの

(ウ) 一般廃棄物処理施設に最も隣接する地区の地域振興策に関するもの

イ 広域連合が事業主体となる事業の費用負担について

2つの事業に分けて負担割合を整理した。

(ア) 施設稼動までに着手する事業

広域ごみ処理施設事業に関する基本協定書での施設建設費負担割合

(大町市67.2%、白馬村22.5%、小谷村10.3%)

(イ) 施設の稼動後に実施する事業及び地域振興策での事業運営費

施設運転維持管理費負担割合(可燃ごみ量割)

ウ 地域振興策の検討を行った結果、一部に住民の要望を満たす効果について不確定なものもあるものの、いずれの建設候補地も広域連合が事業主体となる地域振興策は概ね実現可能なものと判断された。

エ 選定での基本的な考え方

選定に当たっての地域振興策に関する基本的な考え方として、予定地選定は、立地適性、経済性並びにインフラ整備などにより判断することとし、地域振興策の内容を直接判断材料としない。ただし、判断に優劣がつけがたい場合には、地域

振興策の事業効果と概算事業費を加味して判断することとした。

5 選定

(1) 選定の7つの視点

視 点	項 目	
① 経済性	i 収集運搬費	
	ii 土地造成費	
② インフラ整備	iii 冷却水と生活水の確保	
	iv アクセス道路	
③ 防災	v 地震	学識経験者からの助言
	vi 水害等	
④ 自然環境	vii 動植物	学識経験者からの助言
⑤ 文化財保護	viii 指定・埋蔵文化財	
⑥ 施設整備	ix 施設整備全般	学識経験者からの助言
⑦ 地域振興策	x 事業費・利用方法等	

(2) 選定結果

大町市、源汲地区の候補地を一般廃棄物処理施設建設予定地とする。

今後、地元住民はもとより3市村の住民の理解を深めながら、源汲地区と生活環境影響調査について、協議を進める。

◎ 源汲地区から出された地域課題、地域振興策について

(ア) 広域連合が事業主体となるもの

処理施設の余熱を利用する入浴施設の整備

施設用地として使用する共有名義及び法人名義の土地の賃貸借

環境への配慮事項での協定書の締結

(イ) 大町市が主体となり検討するもの

農道の舗装

道路・水路の整備

運動公園の維持管理

(ウ) 大町市が検討又は県に要請するもの

生活道路の除雪の徹底

6 選定会議での協議経過

(1) 初期投資における経済性の比較

初期投資における経済性の比較で、アクセス道路の建設について、相当の建設事業期間及び費用が必要でないこととして、6か所の候補地から、次の4か所を選定した。

・八方地区 ・新行地区 ・源汲地区 ・館之内地区

(2) 候補地の選定に当たり、所要の調査等に相当の期間及び費用を必要としない場所の選定として、活断層の位置の確認調査を要しない場所として、4か所のうちから次の3か所を選定した。

・ 八方地区 ・ 新行地区 ・ 源汲地区

(3) 再度の評価軸

学識経験者からの助言や概算費用の試算などの結果、3か所いずれの候補地も、配慮すべき事項に取り組むことにより、一般廃棄物処理施設の建設は可能と判断される。また、広域連合が実施主体となっていく地域振興策の概算費用でも大きな差異はなかった。

このため、よりリスクが低く、メリットが大きい候補地を選定するとして、以下の評価軸により比較検討を行い、予定地を選定した。

ア 防災面の観点から、断層に近接しない候補地	新行地区 源汲地区
イ 施設建設での地盤支持力に不安がない候補地	八方地区、源汲地区
ウ 冷却水の確保が施設稼動に必須なことから、水道水及び地下水双方の確保が可能な候補地	八方地区、源汲地区
エ 施設へのアクセス道路について、住民の通行に不安が少ない候補地	八方地区、源汲地区

※ 冷却水の使用について、他のストーカー方式による施設の利用実績から、使用日量32tと試算していたが、最大日量100tの白馬山麓清掃センターや、1炉運転で日量65tの大町市環境プラントでの冷却水使用実績に基き、年間の稼動日数を考慮して再計算を行い、日量55～60tを想定することとした。

7 ごみ処理効率化についての協議

(1) リサイクル施設の設置

ア 広域ゴミ処理施設事業に関する3市村の基本協定書(平成23年8月)では、リサイクルセンターのうち、新たに建設するリサイクルセンターを白馬村又は小谷村に設置するとしているが、新たな一般廃棄物処理施設の建設に併せ、リサイクルセンターを白馬山麓清掃センターの用地に建設し、白馬山麓清掃センターの解体費用に国の循環型社会形成推進交付金の活用を検討することとした。

イ 基本協定書では、現在の大町市の環境プラントに併設しているリサイクルセンターは、新施設稼動後、広域連合へ移管し運営することとしている。

ウ 新設する一般廃棄物処理施設では、リサイクル可能な資源ごみが住民から持ち込まれる場合を想定し、受け入れ態勢を整備する。

(2) ごみ運搬の効率化と経費削減の検討

ごみ処理施設基本計画（平成22年10月策定）では、建設費や維持管理費などから収集ごみの中継施設の整備は行わないとしている。ただし、3市村の地域が南北に約60kmに及ぶこと、また、直接搬入が多い地域特性があることから、運搬車両の待機所（積替所）を設けるなど、住民の利便性に配慮することとしている。また、収集運搬は、各市村が担当し費用を負担することとしている。

しかし、ごみ収集運搬経費の比較検討から、小谷村での収集から白馬村、又は、大町市を經由しての収集を行うなど共同化による経費削減と処理施設周辺地域に配慮した運搬車両数の削減についての提案が出された。

運搬業務共同化などによる各市村の財政負担の均衡や住民負担や利便性について、また、指定ごみ袋の統一、分別品目の統一化と分別収集の徹底、等の方策の検討を早期に行うことを確認した。

(3) 予定地とならなかった候補地への対応

今回、建設予定地とならなかった5か所の候補地の地区における課題や要望については、それぞれ地元3市村が真摯に対応を検討することとした。

参考資料 1

北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議設置要綱

平成24年9月19日告示第18号

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の建設に当たり、大町市、白馬村及び小谷村から推薦された建設候補地の内から、最も適した建設予定地の選定を行うため、北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議は、次の事項を審議する。

- (1) 一般廃棄物処理施設建設予定地の選定に関する事項
- (2) 一般廃棄物処理施設建設予定地の周辺地域の振興策等に関する事項
- (3) その他一般廃棄物処理施設建設に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定会議は、北アルプス広域連合規約（平成12年長野県指令11地第1061号）第11条に定める広域連合長及び副広域連合長のうち、大町市長、白馬村長及び小谷村長で組織する。

(会議)

第4条 会議は、広域連合長が招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第5条 選定会議は、必要に応じて、専門知識を有する者又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（平成24年9月19日告示第18号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
(北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会設置要綱（平成21年告示第21号）は、廃止する。

参考資料 2

北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議運営要領

平成24年9月19日告示第19号

(趣旨)

第1条 この要領は、一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議（以下「選定会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定会議の公開)

第2条 選定会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 特定の個人を識別され、又は識別されるおそれのあるとき。
- (2) 法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると予測されるとき。
- (4) 大町市、白馬村及び小谷村（以下「関係3市村」という。）から推薦された一般廃棄物処理施設の建設候補地の関係住民に対し、特段の配慮が必要なとき。

(開催日時等の公表)

第3条 選定会議の開催日時、場所、会議項目、傍聴の可否等は、開催日のおおむね1週間前までに公表するものとする。ただし、開催が急を要した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する選定会議の開催日時等の公表は、北アルプス広域連合のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

(会議の傍聴)

第4条 選定会議を傍聴できる者は、次のとおりとする。

- (1) 関係3市村に住所を有する者
- (2) 関係3市村に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 関係3市村に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 関係3市村に所在する学校に在学する者
- (5) 報道関係者
- (6) 前各号に定める者のほか、特に選定会議の議長（以下「議長」という。）が認める者

(傍聴の手続き)

第5条 選定会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、所定の場所で、傍聴申込書（別記様式）に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 選定会議の傍聴の受付は、会議開始の30分前から行い、会議の開始時刻又は定員に達した時点で終了する。

(傍聴できない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、選定会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者

(3) 前各号に掲げる者のほか会議の進行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

(3) はちまき、腕章、たすき等の着用その他の示威的行為をしないこと。

(4) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨害する行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(職員の指示)

第9条 傍聴者は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反すると認められるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録)

第11条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を職員に作成させるものとする。

(1) 選定会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか選定会議の経過に関する事項

2 選定会議に係る議事録の公表は、ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、第2条各号に該当すると選定会議が認める事項は、この限りではない。

3 前項ただし書の事項について、期間経過により第2条各号に該当しなくなつたと認められる場合は、公表できるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、選定会議に諮り、別に定める。

附 則 (平成24年9月19日告示第19号)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

様式 一略一

参考資料 3

概算費用の試算のための前提条件について

比較検討のために、全ての建設候補地において以下の条件をもとにそれぞれの試算を行う。

初期経費

(1)上水道敷設費	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道本管から候補地までの敷設費用とする。 ・敷設は現状復旧を原則とする。 ・75mm 径のダクタイル鋳鉄管による敷設とする。
(2)アクセス道路等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からの進入地点は付加車線付き交差点とする。 ・進入路は往復 2 車線とする。 ・橋梁費は道路等に含めるものとする。
(3)用地費	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1 万㎡を買収すると仮定する。 ・1 万㎡の土地造成に必要な法面を含む用地面積で試算。(11/28 追加) ・固定資産税の宅地評価は、時価(鑑定価格)の70%とされている。 ・各候補地が所在する固定資産税における宅地評価での、状況類似区分地区内の標準宅地の固定資産税評価額から70%を逆算して試算する。なお、本来の土地取得では、造成費相当分を控除して算定すべきものとする。 ・試算結果に大きな乖離がある場合、近傍宅地の評価額により試算する。(11/28 追加)
(4)土地造成費	<ul style="list-style-type: none"> ・単純矩形 1 面による 1 万㎡の造成面とする。 ・造成は土工を原則とする。 ・盛土法面及び切土法面は緑化する。 ・造成費には外構工事を含める。 ・掘削、盛土の多い場合は、2面造成の有効性も検討する。(11/27 追加)
(5)電力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧電力を引き込みした場合の費用。(11/27 追加)

運営経費(20年間)

[1]用地賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・用地費で求めた固定資産税評価額から試算。(11/15 追加) ・1 万㎡の土地造成に必要な法面を含む用地面積で試算。(11/28 追加) ・試算結果に大きな乖離がある場合、近傍宅地の評価額により試算。(11/28 追加)
[2]収集運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬割合を 70%と仮定する。 ・起点を大町市役所、八坂・美麻支所、白馬村役場、小谷村役場、終点を各候補地とし、起点から終点までの距離をもとに試算する。 ・現状の収集運搬経費と大きな乖離があるため、実績をもとに有効積載量、集積所間の移動距離などの条件を見直して試算。(12/10 追加)